

## 資料2

### 最近の温泉行政の動き

平成13年6月27日 「温泉法の一部を改正する法律」

(平成13年法律第72号) 公布

温泉の保護及び適正な利用を推進するため、土地の掘削等の許可の失効手続きの迅速化、温泉の成分等の掲示の届出と温泉成分の分析機関の登録制度を整備。

(改正のポイント)

- 1 温泉の掘削等の許可の失効手続きの迅速化
- 2 温泉の成分等の掲示の届出の義務付け等
- 3 温泉分析機関の都道府県知事への登録

平成14年4月1日 「温泉法の一部を改正する法律」施行

平成15年8月 「温泉の保護と利用に関する懇談会」設置

平成16年6月 「温泉の保護と利用に関する懇談会」報告取りまとめ

(報告のポイント)

○主な問題点として、

- ① 温泉資源の制約の顕在化、
- ② 温泉の質や衛生面での国民の不安や不信、
- ③ 各温泉地の利用状況における明暗の拡大 の3点を指摘。

○これらに対する課題として、

- ① 温泉源の保護 (温泉法の各種許可等による対応可能性、改善点等の検討)、
- ② 温泉利用の適正管理と情報提供 (事業者の取組みを基本としつつ、温泉法の掲示内容や利用基準の見直し検討)、
- ③ 魅力ある温泉地づくり (地域ぐるみの取組みの促進、国民保養温泉地のあり方検討) を提示。

○その他、温泉源の保護、温泉の利用等に関する温泉事業者や国民への呼びかけも盛り込まれた。

平成16年7月以降  
一部の温泉地において、表示なく温泉に入浴剤を添加するなど温泉を巡る問題  
が発生

(1) 表示なく入浴剤等を使用していた事例

○長野県白骨温泉の一部施設

⇒ 白骨温泉旅館組合など4事業者について、長野県が不当景品類及び不当表示防止法違反(不当表示)にあたるおそれがあるとして、注意を行った。

(2) 水道水等を沸かしたものをお湯であるかのように誤認させるような行為

○福岡県の公衆浴場

⇒ 公正取引委員会が、不当景品類及び不当表示防止法に違反するおそれがあるものとして警告を行った。

○群馬県伊香保温泉などの一部施設

⇒ 伊香保温町の7施設について、群馬県が不当景品類及び不当表示防止法に基づき立入検査を行い、うち5施設に対し、同法の規定に違反するおそれがあるとして、注意を行った。

(3) 温泉であるにもかかわらず温泉法の許可を受けないで利用している事例

○宮城県作並温泉の1施設

⇒ 温泉法違反の疑いで、宮城県警が旅館経営者を逮捕

平成16年10月 中央環境審議会自然環境部会「温泉小委員会」設置

温泉小委員会の設置について(平成16年10月12日自然環境部会決定)

中央環境審議会議事運営規則第8条の規定に基づき、次のとおり決定する。

- 1 自然環境部会に、議事運営規則第8条の小委員会として、温泉小委員会を置く。
- 2 温泉小委員会は、温泉事業者による表示のあり方など温泉に関する喫緊の課題等の検討を行う。
- 3 温泉小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。

平成16年11月 「温泉事業者による表示の在り方等について」

中央環境審議会へ諮問

(諮問理由)

表示なく温泉に入浴剤等を使用する事例等が判明したことを契機として、温泉事業者による利用者への情報提供について国民の関心が高まっている。このような状況を踏まえ、温泉事業者による表示の在り方など温泉に関する喫緊の課題への対応について、貴審議会の意見を求めるものである。

平成17年2月10日 「温泉事業者による表示の在り方等について」

中央環境審議会から答申

(答申のポイント)

温泉利用施設において義務付けられている温泉成分、禁忌症等の掲示事項に新たに次の事項を加える。

1. 温泉に水を加えて利用する場合は、その旨及びその理由
2. 温泉を加温して利用する場合は、その旨及びその理由
3. 浴槽で使用された温泉を再び浴槽等で使用する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由
4. 温泉に入浴剤を添加し、又は温泉を消毒して利用する場合は、添加した物質の名称又は実施した消毒方法及びその理由

さらに、中長期的課題として

- ・温泉資源の保護対策
- ・温泉成分の有効期間の設定
- ・温泉利用許可の更新制
- ・温泉の魅力を高める総合的な方策
- ・温泉を核としたまちづくり
- ・清掃・衛生管理 等について取り組むことが求められた。

平成17年2月24日 「温泉法施行規則の一部を改正する省令」

(平成17年2月24日環境省令第2号) 公布

(温泉法施行規則の改正内容)

温泉法(昭和23年法律第125号)第14条第1項に基づく温泉の成分等の掲示について、従来の掲示項目に加え、温泉成分に影響を与える以下の項目を追加して掲示することとした。

- ①温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- ②温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- ③温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由
- ④温泉に入浴剤を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

平成17年5月24日 「温泉法施行規則の一部を改正する省令」施行

<最近の温泉地における事故等について>

○東京都北区の温泉掘削現場におけるガス噴出・火災事故

(平成17年2月10日発生(けが人なし))

温泉掘削現場で噴出した天然ガスによる火災が発生。

その後、東京都は掘削許可を取り消し、原状回復がなされた。

○秋田県泥湯温泉における硫化水素ガス死亡事故

(平成17年12月29日発生(4名死亡))

旅館から少し離れ、冬季は閉鎖されている駐車場近くで発生。積もった雪の中に自然にできた空洞(くぼ地)に硫化水素ガスが滞留し、高濃度になつたところに雪を踏み抜いて転落した可能性が高いとみられている。

○秋田県乳頭温泉郷雪崩事故

(平成18年2月10日発生(1名死亡、16人負傷))

秋田県仙北市の乳頭温泉郷の旅館「鶴の湯温泉」付近の斜面で雪崩が発生した。入浴中の客15人と屋外配管作業を行っていた作業員2人が雪崩に巻き込まれた。

平成18年3月1日 「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」を告示（平成18年3月1日環境省告示第59号）

温泉には種々の成分が含まれており、その利用方法を誤ったり、あるいは、温泉の利用施設等の管理が適切でない等のため、人体に思わぬ障害を与える場合があることから、昭和50年7月に、「温泉の利用基準について」（環境庁自然保護局長通知）を発出し、適正な温泉の利用がなされるよう周知を図っていたが、秋田県泥湯温泉において硫化水素ガスが原因となる死亡事故が発生したことなどから、改めて、硫化水素含有泉施設における温泉利用施設の設備構造等基準を告示し、更なる注意喚起を行った。

東京都北区の酒類販売場で起きた天然ガス火災。警報灯は壇上天火などの疑いもあるとみて、関係者が警戒を強めながら田火原因の特定に専念の所在を探査していく。東京都市内は空襲前の「源票アーム」。住吉警察署周辺

# 危機管理 すさん



■防火対策は  
大規模火災で近年、刑事責  
任が追及されたケースでは、  
現地生徒の教諭上、防火意識  
で善類説教された平成十五年  
九月のアリオスティン板木工場

火元？ 裸電球・ヒーター「無防備過ぎる」

■防火対策は、大規模火災で近年、刑事責任が追及されたケースでは、損害主任の故意疏忽失火容疑で書類送検された平成十五年九月のアリチストン板木工場（板木呉那須原市）火災や、損害保険会社が同会社で書類送検された同年五月の三善重工業（筑波崎造船所（茨崎市））のカーフロリード火災などがある。いずれも「十分に予見可能だった火災について回避する」が悪質だった。今回もガス対策に加え、火元管理が徹底せねば、いたかなかつかが刑事責任の有無を判断する上で大きなポイントとなる。

「東洋の技術開拓を終了する」と題の連続小説「新銀河の開拓」(1)、「元気な阿寒湖のカバ田」(2)、「おゆじの開拓せだむ」(3)、

ト海外で購入した結果、「税金」と「手数料」の文面が表示された。これは、輸出する際の課税である。

This technical diagram illustrates a cross-section of a hot spring excavation site. The vertical axis is labeled "地下 1500m" (1500m underground). A horizontal line at the bottom represents the water table. Above it, a shaded area indicates the presence of methane gas, with the label "メタンを含む" (Contains Methane) pointing to it. A vertical pipe labeled "ヒート" (Heat) is shown extending from the surface down into the gas-bearing zone. The diagram also shows various geological layers and structures, including a prominent vertical column of rocks labeled "岩柱" (Rock Column) and "岩" (Rock). A legend in the bottom right corner identifies symbols for "水" (Water), "瓦斯" (Gas), "岩" (Rock), and "壁" (Wall).

火元？ 裸電球・ヒー  
高崎市西原町の温泉旅館現  
場で十日間に裸電球を觸れた男の火  
事災死事件（『裸電球事件』）が  
火事死事件として同火事  
れたり、かくぞ難波事件』（火  
事災死事件）は重大な事件があ  
り、幕僚上火事死事件の経緯が  
刑事事件を題材にした。そこで、  
裸電球事件は「裸電球事件」と  
「火事死事件」、重大な  
問題やたかじの火事死事件である  
事件がありたかじが説いてある  
事件がある（裸電球事件）。

■ 計算  
「震度6強を超過する地震」防災指針（G-04）が述べる  
事の趣旨上、（震度の想定、ねじれ、引張等）は必ずしも  
（1）に記載した構造でなければ、（2）水の理由を用ゐる「バ  
ルブ」式の構造ではない。R-1 が何時も開いておる

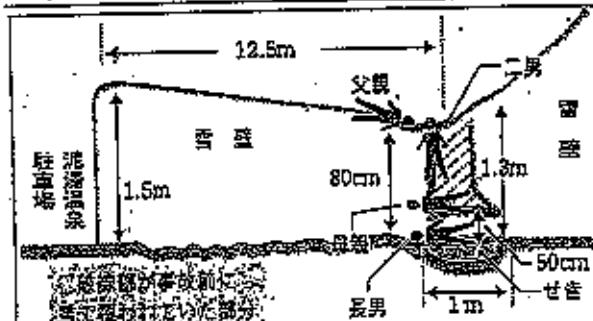
一方、田尻原因により噴出した水が、頭髪からおでこにかけて飛散する。頭髪からおでこにかけて飛散する。頭髪からおでこにかけて飛散する。

■防災対策は  
大規模火災で近年、刑罰責  
任が追及されたケースでは、  
被災者住の被災者と未火警報  
で善類後悔された平成十五年  
九月のアリーナ・イン・板木工場  
(板木町板木地区原市)火災や、  
同月同地で同施設で善類送  
検され乍年五月の三國重工  
吳崎造船所(長崎市)のカ  
ブリード火災などがある。  
いずれも「十分に予見可能  
だった火災になりして回避可能

## 重体の父親も死亡

## 4人 一家 硫化水素中毒が原因

泥湯温泉事故  
さんごんおんせんじやくじゆ 一九三一年三月廿六日  
子二人が泥湯温泉で死んだ事件。三人が泥湯温泉で死んだ。泥湯温泉は、日本で最初に温泉として開かれた温泉で、三十四年後、泥湯温泉の温泉の施設が大規模な火災で焼けた。泥湯温泉は、日本人が温泉を楽しむために始めた温泉だ。  
泥湯温泉は、日本人が温泉を楽しむために始めた温泉だ。  
泥湯温泉は、日本人が温泉を楽しむために始めた温泉だ。



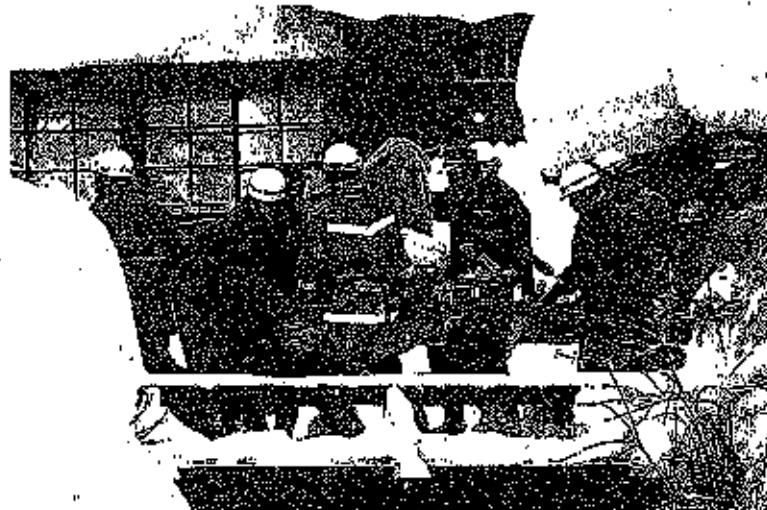
新規」や「既存規格」の選択肢が設けられ、SNS連携、AI連携などの機能を追加する。

新規性、複数性、多様性の三つの特徴をもつてゐる。

心に環境や状況等が影響して、  
結果、たゞかべひとお  
とも感じた感覚の  
ことである。たゞかべひとお  
の説明が読むと理解

（）をもつて、その上に、おおむね、正統派の書道家が、筆を取る。それで、筆の運びが、必ずしも、その人間の性情や、心地を、現すのである。それで、筆の運びが、必ずしも、その人間の性情や、心地を、現すのである。それで、筆の運びが、必ずしも、その人間の性情や、心地を、現すのである。

# 男性作業員が死亡



管の中から救出された男性を輸送する救急隊員ら  
一午後3時25分ごろ、仙北市奥沢湖の湖の湯温泉

## 鶴の湯温泉 雪崩事故

入浴客ら15人けが

**高さ30メートル 幅50メートル 崩れる**

A map showing the Tōhoku Expressway (E1) in Japan. The expressway runs from the bottom left towards the top right. A circular interchange is marked with the number 31, labeled '宮城・岩手ジャンクション'. To the west of the interchange is the '宮城・岩手スマート' (Smart IC). To the east are '大船渡市' (Oshamamu City), '仙北市' (Sendai City), '妙義山' (Myōyō Mountain), and '新六感村' (Shin Rokushen Village). Further east along the expressway are '田代町' (Tada Town), '田代宿' (Tada-juku), '入斗一里' (Intou Ichiribachi), '阿武隈川' (Ar隈 River), '一色ざわら' (Ishizawa), and '岩手県' (Iwate Prefecture). At the bottom left, there is a note: '西日本高速道路・秋田支社管轄'.

國語を以て書寫する事は、何處か見出される。但し、その點は、必ずしも「國語」の範囲に屬するものではない。たゞ、その點が、國語の範囲に屬する事は、確然として認められる。

地図掲記で周辺の源票所  
有者の同意がない」となり  
を理由に、諸馬鹿が掲記を  
不許可としたのは違法とい  
ふ。回喰みなみみ田の飲食  
店経営者社「銀絲商事」が  
处分の取り消しを求めた訴  
訟の原告が「田」前橋地裁  
であった。小林敬子裁判長  
は「同意がない」として理由  
として許可としないのが違法  
と認定。今回の源票所掲記  
も違法。今回の源票所掲記  
も違法。

群馬みなかみ

**地裁「不許可は温泉法違反」**